

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年7月11日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条、第7条関係）				別表第2（第6条、第7条関係）			
本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務				本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務			
部	課 等	課等の長に充てる職	分掌事務	部	課 等	課等の長に充てる職	分掌事務
[略]				[略]			
保健福祉部	[略]			保健福祉部	[略]		
	障害保健福祉課	障害保健福祉課総括課長	[略]		障害保健福祉課	障害保健福祉課総括課長	[略]
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。